平成２７年（フ）第４７５５号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目７番４―503号
債務者　坂下　　巧
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３号
大阪市此花区高見１丁目５番44―603号
債務者　木内　一弘
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５４号
大阪市鶴見区諸口２丁目13番33―205号
債務者　山下　和広
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４３号
新潟県小千谷市大字桜町5237番地６
債務者　富井美直子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
新潟県柏崎市新赤坂２丁目６番２号
債務者　山口　勝夫
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２４９号
岡山県倉敷市白楽町148番地２エルディム白楽301
債務者　北田　健二
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６号
沖縄県那覇市識名１丁目19番24号　ハイム24202
債務者　仲道　時政
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２５０号
北海道白糠郡白糠町西５条北１丁目１番地１橋北K11―14
債務者　菅野　義昭
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第８８７号
埼玉県朝霞市本町１丁目15番27号　ソレイユ103
債務者　松山　耕一
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６７号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　18号302
債務者　風張　美香（旧姓中埜）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４７０号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目６番６号　ＯＢＯ南マンション403号
債務者　夏山信一こと　曹　　信一
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４７１号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端２丁目６番24号　２号室
債務者　中山　紘彰
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１００６号
京都市北区紫野東御所田町33番地１　紫野団地410
債務者　杉本　嘉一
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１３号
京都市上京区大宮通寺之内上る３丁目北仲之町520番地２　ミレイ大宮202号室、前住所京都市中京区西ノ京原町102番地　セラ御池101
債務者　山野　　啓
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３９号
京都府宇治市五ケ庄平野２番地の16
債務者　大川久美子（旧姓廣川）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
京都府宇治市五ケ庄芝ノ東54―２　社会福祉法人あじろぎ会、住民票上の住所京都市伏見区竹田七瀬川町44番地１
債務者　岡野　崇敏
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地22棟107号
債務者　黒川　優子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係